

国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (育児休業の申出等)</p> <p>第5条 2 } (略) 3 } 4 大学は、育児休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした教職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。 (育児休業開始予定日の変更)</p> <p>第6条 (略) (育児休業終了予定日の変更)</p> <p>第7条 2 } (略) 3 } 4 <u>第5条第4項の規定は、育児休業終了予定日とされた日の変更の申出について準用する。</u></p> <p>(中 略) (職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第13条 育児休業をしていた教職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなす。</p> <p><u>2 前項の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により俸給月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</u></p> <p>(中 略) (育児休業に係る規定の準用)</p> <p>第20条 第6条から第8条まで、第10条及び第12条の規定は、育児部分休業及び育児早退休業者について準用する。</p>	<p>(育児休業の申出等)</p> <p>第5条 2 } (同 左) 3 } 4 } 第6条 第7条 2 } 3 }</p> <p><u>第7条の2 育児休業の申出をした教職員が、その希望する変更後の育児休業終了予定日の1月前の日までに申し出た場合であって、大学が適当と認めるときは、当該申出に係る育児休業終了予定日を育児休業終了予定日とされた日前の日に変更することができる。</u></p> <p><u>第7条の3 第5条第4項の規定は、前2条の規定による育児休業終了予定日とされた日の変更の申出について準用する。</u></p> <p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第13条 育児休業をしていた教職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなし、<u>国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則(平成16年4月1日総長裁定)第35条の規定によりその者の号俸を調整することができる。</u></p> <p>(育児休業に係る規定の準用)</p> <p>第20条 第6条から第8条まで及び第10条の規定は、育児部分休業及び育児早退休業者について準用する。</p>

改正前	改正後
	<p>第3章の2 育児のための早出遅出勤務 (育児を行う教職員の早出遅出勤務)</p> <p>第20条の2 教職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、大学に請求することにより、始業及び終業の時刻を、教職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務(以下「早出遅出勤務」という。)をすることができる。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p> <p>(早出遅出勤務を請求することのできない教職員)</p> <p>第20条の3 前条の請求は、教職員以外の当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合は、これを行うことができない。</p> <p>(1) 職業に就いていない者(育児休業その他の休業により就業していない者及び1週間の所定勤務日数が2日以下の者を含む。)であること。</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないこと。</p> <p>(4) 請求に係る子と同居している者であること。</p> <p>(育児を行う教職員の早出遅出勤務の請求等)</p> <p>第20条の4 育児を行う教職員の早出遅出勤務の請求は、早出遅出勤務をすることとなる一の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始予定日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了予定日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ早出遅出勤務請求書により行うものとする。</p> <p>2 第5条第4項の規定は、前項の請求について準用する。</p> <p>第20条の5 前条の規定による請求がなされた後、早出遅出勤務開始予定日とされた日の前日までに、次の各号の一に該当する場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 請求に係る子が死亡したとき。</p> <p>(2) 請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消しがあったとき。</p> <p>(3) 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求をした教職員と当該子とが同居しないこととなったとき。</p> <p>(4) 請求を行った教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る子を養育することができない状態になったとき。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>(育児を行う教職員の時間外勤務の制限の請求等)</p> <p>第23条 育児を行う教職員の時間外勤務の制限の請求は、制限時間を超えて勤務時間を延長してはならないこととなる一の期間(1月以上1年以内の期間に限る。以下「時間外勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「育児による時間外勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以下「育児による時間外勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、育児による時間外勤務制限開始予定日の前日までに、<u>時間外勤務・深夜勤務制限請求書</u>により行うものとする。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>(育児を行う教職員の深夜勤務の制限の請求等)</p> <p>第28条 育児を行う教職員の深夜勤務の制限の請求は、その期間中は深夜において勤務させてはならないこととなる一の期間(1月以上6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「育児による深夜勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以下「育児による深夜勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、育児による深夜勤務制限開始予定日の1月前までに、<u>時間外勤務・深夜勤務制限請求書</u>により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>第20条の6 早出遅出勤務期間は、次の各号の一に該当する場合には、第20条の4第1項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日の前日(第1号及び第2号に掲げる事情が生じた場合にあつては、当該事情が生じた日)に終了する。</p> <p>(1) 前条各号に掲げるいずれかの事由が生じたとき。</p> <p>(2) 請求に係る子が小学校就学の始期に達したとき。</p> <p>(3) 請求を行った教職員について産前の休暇又は産後の休暇が開始されたとき。</p> <p>(4) 請求を行った教職員について新たに第3条の規定による育児休業が開始されたとき。</p> <p>(5) 請求を行った教職員について新たに第31条の規定による介護休業が開始されたとき。</p> <p>2 請求を行った教職員は、前項第1号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なくその旨を大学に届出しなければならない。</p> <p>3 第5条第4項の規定は、前項の届出について準用する。</p> <p>(育児を行う教職員の時間外勤務の制限の請求等)</p> <p>第23条 育児を行う教職員の時間外勤務の制限の請求は、制限時間を超えて勤務時間を延長してはならないこととなる一の期間(1月以上1年以内の期間に限る。以下「時間外勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「育児による時間外勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以下「育児による時間外勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、育児による時間外勤務制限開始予定日の前日までに、<u>時間外勤務制限請求書</u>により行うものとする。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>(育児を行う教職員の深夜勤務の制限の請求等)</p> <p>第28条 育児を行う教職員の深夜勤務の制限の請求は、その期間中は深夜において勤務させてはならないこととなる一の期間(1月以上6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「育児による深夜勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以下「育児による深夜勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、育児による深夜勤務制限開始予定日の1月前までに、<u>深夜勤務制限請求書</u>により行うものとする。</p> <p>2 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(介護休業の申出等)</p> <p>第32条 介護休業の申出は、介護休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「介護休業開始予定日」という。)及び末日(以下「介護休業終了予定日」という。)を明らかにして、<u>当該介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前の日までに、介護休業申出書により行うものとする。</u></p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (中略)</p> <p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第39条 介護休業をしていた教職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなす。</p> <p>2 前項の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p> <p>3 前項の規定により俸給月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(介護部分休業の申出等)</p> <p>第42条 介護部分休業の申出は、介護部分休業を開始しようとする日の前日から起算して1週間前の日までに介護部分休業申出書により行うものとする。</p> <p>2 } (略)</p> <p>第43条 } (略)</p>	<p>(介護休業の申出等)</p> <p>第32条 介護休業の申出は、介護休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「介護休業開始予定日」という。)及び末日(以下「介護休業終了予定日」という。)を明らかにして、<u>あらかじめ介護休業申出書により行うものとする。</u></p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 } (同左)</p> <p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第39条 介護休業をしていた教職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなし、<u>国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則第35条の規定によりその者の号俸を調整することができる。</u></p> <p>(介護部分休業の申出等)</p> <p>第42条 介護部分休業の申出は、介護部分休業を開始しようとする日を明らかにして、<u>あらかじめ介護部分休業申出書により行うものとする。</u></p> <p>2 } (同左)</p> <p>第43条 } (同左)</p> <p>第7章の2 介護のための早出遅出勤務 (介護を行う教職員の早出遅出勤務)</p> <p>第43条の2 教職員は、要介護者を介護するために、大学に請求することにより、早出遅出勤務をすることができる。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 (介護を行う教職員の早出遅出勤務の請求等)</p> <p>第43条の3 介護を行う教職員の早出遅出勤務の請求は、早出遅出勤務期間について、早出遅出勤務開始予定日及び早出遅出勤務終了予定日とする日を明らかにして、<u>あらかじめ早出遅出勤務請求書により行うものとする。</u></p> <p>2 第5条第4項の規定は、前項の請求について準用する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>(介護を行う教職員の時間外勤務の制限の請求等)</p> <p>第45条 介護を行う教職員の時間外勤務の制限の請求は、制限時間を超える時間外勤務制限期間について、その初日(以下「介護による時間外勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以下「介護による時間外勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、介護による時間外勤務制限開始予定日の前日までに、時間外勤務・深夜勤務制限請求書により行うものとする。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>(介護を行う教職員の深夜勤務の制限の請求等)</p> <p>第50条 介護を行う教職員の深夜勤務の制限の請求は、深夜勤務制限期間について、その初日(以下「介護による深夜勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以下「介護による深夜勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、育児による深夜勤務制限開始予定日の1月前までに、時間外勤務・深夜勤務制限請求書により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第43条の4 前条の規定による請求がなされた後、早出遅出勤務開始予定日とされた日の前日までに、次の各号の一に該当する場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 請求に係る要介護者が死亡したとき。</p> <p>(2) 離婚、婚姻の解消、離縁等により請求に係る要介護者との親族関係が消滅したとき。</p> <p>(3) 請求を行った教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、要介護者を介護することができない状態になったとき。</p> <p>第43条の5 早出遅出勤務期間は、次の各号の一に該当する場合には、第43条の3第1項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日の前日(第1号及び第2号に掲げる事情が生じた場合においては、当該事情が生じた日)に終了する。</p> <p>(1) 前条各号に掲げるいずれかの事由が生じたとき。</p> <p>(2) 請求を行った教職員について産前の休暇又は産後の休暇が開始されたとき。</p> <p>(3) 請求を行った教職員について新たに第3条の規定による育児休業が開始されたとき。</p> <p>(4) 請求を行った教職員について新たに第31条の規定による介護休業が開始されたとき。</p> <p>2 請求を行った教職員は、前項第1号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なくその旨を大学に届出しなければならない。</p> <p>3 第5条第4項の規定は、前項の届出について準用する。</p> <p>(介護を行う教職員の時間外勤務の制限の請求等)</p> <p>第45条 介護を行う教職員の時間外勤務の制限の請求は、制限時間を超える時間外勤務制限期間について、その初日(以下「介護による時間外勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以下「介護による時間外勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、介護による時間外勤務制限開始予定日の前日までに、時間外勤務制限請求書により行うものとする。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>(介護を行う教職員の深夜勤務の制限の請求等)</p> <p>第50条 介護を行う教職員の深夜勤務の制限の請求は、深夜勤務制限期間について、その初日(以下「介護による深夜勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以下「介護による深夜勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、育児による深夜勤務制限開始予定日の1月前までに、深夜勤務制限請求書により行うものとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p>